
令和7年度
スクエアード・ストリート教育技法による
自転車交通安全教室業務
〈業務仕様書〉

令和7年（2025年）4月

札幌市市民文化局地域振興部区政課

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が実施する「スケアード・ストレート教育技法による自転車交通安全教室業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を用意しなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 本業務の撮影映像等の成果物は、委託者が交通安全教育等に用いる場合、委託者が無償で使用することができる。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、完了届を提出すること。

2 業務の概要

自転車利用中の交通事故を防止するため、スタントマンによる交通事故の再現を中心とした自転車交通安全教室を実施する。

1 実施箇所(予定)

別紙1のとおり、高等学校8回、地域開催1回を予定(詳細は、委託者が別途通知する)。

※後日、実施回数の増減を含む変更の可能性があることについて承知すること。

2 業務内容

(1) 準備

ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務に使用する自転車は、委託者が上限を50台として用意する。受託者は、委託者が指定する次の日時・場所において自転車を受領することとし、詳細は委託者と調整すること。また、当該自転車は、受託者が倉庫等において管理すること。

- ・ 受領期間 令和7年5月15日(木) 11:30~12:00
- ・ 受領場所 札幌市中央区北1条東15丁目「札幌市北1東15自転車保管場所」

イ 会場への交通費等

実施会場までの交通費は、受託者が負担すること。有料駐車場が必要な場合は、受託者が負担すること。

ウ 保険について

業務期間を通じて、1事故1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。また、受託者は、実施前までに加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

(2) 自転車交通安全教室の演目等

【標準教室内容】 ※各学校グラウンド等で実施

① 主催者あいさつ

② 交通事故再現スタント

ア 時速 40 km/h での衝突による衝撃（自転車×自動車）

イ 自転車の各種交通ルール違反

ウ 歩行者用道路での事故（自転車×歩行者）

エ 見通しの悪い交差点での事故（自転車×歩行者、自転車×自転車、自転車×自動車）

オ 横断歩道での事故（自転車×歩行者）

カ 自転車のルール違反重複による事故（自転車×歩行者、自転車×自動車）

キ 大型車による左折巻き込み事故（トラック×自転車）

ク 大型車による死角事故の説明（トラック×歩行者）

ケ サンキュー事故（トラック・自動車×自転車）※自動車の譲り合いを原因とした事故

③ 交通事故概況説明

④ 生徒代表による自転車安全利用宣言

【雨天時内容】 ※各学校体育館等で実施

◇交通事故再現スタントのうち

ア、イ、ウ、エ、オ、カの内容を変更して実施

※ 会場条件等により、演目を一部変更する場合もあることを承知すること。

3 雨天判断について

(1) 高等学校

実施前日の 17 時までに委託者から受託者に通知する。

(2) 地域開催

土曜開催とし、荒天時は翌日に順延とする。

なお、両日とも開催できないと委託者が判断した場合は、実施した場合と同額を支払う。

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）までとする。

4 提出物

業務終了後、次の書類を提出すること。

- ・ 業務実施報告書

5 特記事項

- 1 本業務の実施には、万全な安全対策を行い、必ず安全管理責任者を置くこと。
- 2 委託者が用意した自転車は、自転車交通安全教室終了後、委託者が引き取り廃棄する。自転車廃棄の引き取り日等については、委託者・受託者が協議し、決定する。

6 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当）藤田 TEL011-211-2252